

第6回沖縄県適正受入管理協議会 議事次第（書面開催）

〔 令和7年3月26日（水） 〕

議題

（1）沖縄県適正受入管理協議会の解散について

（資料）

資料1 農業支援外国人受入事業に係る適正受入管理協議会の解散について

（参考資料）

参考1 関連法令・通知等の抜粋（関連部分抜粋）

営農第 1605 号

令和 7 年 3 月 18 日

沖縄県適正受入管理協議会構成員 様

沖縄県適正受入管理協議会事務局

(沖縄県農林水産部営農支援課)

国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業における第 6 回沖縄県適正  
受入管理協議会の開催について (書面協議)

沖縄県適正受入管理協議会の解散について、第 6 回沖縄県適正受入管理協議会を開  
催することとし、下記のとおり協議します。

記

1 開催予定日：令和 7 年 3 月 26 日 (水) (書面協議による開催)

※別紙により回答願います

2 議 題：沖縄県適正受入管理協議会の解散について

3 協議事項：別添資料のとおり

(担当)  
沖縄県農林水産部営農支援課  
班長 渡慶次 努 メール tokeshit@pref.okinawa.lg.jp  
主事 高里 良将 メール takazary@pref.okinawa.lg.jp  
  
電 話 098-866-2280  
ファックス 098-866-2309

(別紙)

令和 年 月 日

## 書 面 協 議 回 答 様 式

構成員名 \_\_\_\_\_

第6回沖縄県適正受入管理協議会の議事について、下記のとおり書面をもって報告します。

### 記

議題 沖縄県適正受入管理協議会の解散について

	案に賛成する
	案に賛成しない

※どちらかに○をつけてください

## 国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業に係る適正受入管理協議会の解散について

### I 経緯

- ・平成 29 年 6 月に国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業が開始され、これまで愛知県、京都府、新潟市、沖縄県において計 14 社の特定機関(受入派遣企業)で、延べ 249 名の農業支援外国人材を受け入れた。
- ・他方、平成 30 年 12 月 8 日に新しい在留資格である「特定技能」の創設をはじめとする「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立。
- ・同年 12 月 25 日に農業分野が含まれることが決定され、農業分野で外国人愛の受入が全国で可能になった。
- ・平成 31 年 2 月 25 日の国家戦略特区 WG において、内閣府、法務省、農林水産省、厚生労働省が農業支援外国人受入事業から特定技能制度への段階的な移行を進めることで合意し、本事業は令和 2 年 3 月 31 日をもって新規受入を停止した。
- ・その後、本事業による外国人の在留者が 0 名になったことを踏まえ、令和 7 年 3 月 7 日に区域計画を別紙の通り変更した。

### II 適正受入協議会の解散について

各適正受入管理協議会（以下、「協議会」と言う。）は各区域会議の下に設置されるものであるため、区域計画の変更により本事業が全国展開されたことに伴い協議会を解散する。

協議会は構成員の合意により設置するものであることを踏まえ、解散についても同様に構成員の同意を得るものとする。

新旧対照表

関西圏 国家戦略特別区域 区域計画

改正案	現行
<p>1 略</p> <p>2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容 (1)～(16) 略</p> <p>(17) 名称:国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業 内容:外国人農業支援人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定 法の特例 <u>(平成31年4月1日から規制の特例措置が全国展開)</u></p> <p>国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業における特定機関の基準を満たす企業が、京都市全域において、経営規模の拡大などによる「強い農業」を実現するため、外国人農業支援人材を受け入れる事業を実施する。【平成30年4月を目的に実施】</p> <p>以下 略</p>	<p>1 略</p> <p>2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容 (1)～(16) 略</p> <p>(17) 名称:国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業 内容:外国人農業支援人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定 法の特例 <u>(国家戦略特別区域法第16条の5に規定する国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業)</u></p> <p>国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業における特定機関の基準を満たす企業が、京都市全域において、経営規模の拡大などによる「強い農業」を実現するため、外国人農業支援人材を受け入れる事業を実施する。【平成30年4月を目的に実施】</p> <p>以下 略</p>

新旧対照表

新潟市 国家戦略特別区域 区域計画

改正案	現行
<p>1 略</p> <p>2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容 (1)～(9) 略</p> <p>(10) 名称:国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業 内容:外国人農業支援人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定 法の特例 <u>(平成31年4月1日から規制の特例措置が全国展開)</u></p> <p>国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業における特定機関の基準を満たす企業が、新潟市全域において、経営規模の拡大などによる「強い農業」を実現するため、外国人農業支援人材を受け入れる事業を実施する。【平成30年4月を目的に実施】</p> <p>以下 略</p>	<p>1 略</p> <p>2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容 (1)～(9) 略</p> <p>(10) 名称:国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業 内容:外国人農業支援人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定 法の特例 <u>(国家戦略特別区域法第16条の5に規定する国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業)</u></p> <p>国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業における特定機関の基準を満たす企業が、新潟市全域において、経営規模の拡大などによる「強い農業」を実現するため、外国人農業支援人材を受け入れる事業を実施する。【平成30年4月を目的に実施】</p> <p>以下 略</p>

新旧対照表

沖縄県 国家戦略特別区域 区域計画

改正案	現行
<p>1 略</p> <p>2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容 (1)～(4) 略</p> <p>(5) 名称:国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業 内容:外国人農業支援人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定 法の特例 <u>(平成31年4月1日から規制の特例措置が全国展開)</u></p> <p>国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業における特定機関の基準を満たす企業が、沖縄県全域において、経営規模の拡大などによる「強い農業」を実現するため、外国人農業支援人材を受け入れる事業を実施する。【平成30年4月を目的に実施】</p> <p>以下 略</p>	<p>1 略</p> <p>2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容 (1)～(4) 略</p> <p>(5) 名称:国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業 内容:外国人農業支援人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定 法の特例 <u>(国家戦略特別区域法第16条の5に規定する国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業)</u></p> <p>国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業における特定機関の基準を満たす企業が、沖縄県全域において、経営規模の拡大などによる「強い農業」を実現するため、外国人農業支援人材を受け入れる事業を実施する。【平成30年4月を目的に実施】</p> <p>以下 略</p>

新旧対照表

愛知県 国家戦略特別区域 区域計画

改正案	現行
<p>1 略</p> <p>2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容 (1)～(10) 略</p> <p>(11) 名称:国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業 内容:外国人農業支援人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定 法の特例 <u>(平成31年4月1日から規制の特例措置が全国展開)</u></p> <p>国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業における特定機関の基準を満たす企業が、愛知県全域において、経営規模の拡大などによる「強い農業」を実現するため、外国人農業支援人材を受け入れる事業を実施する。【平成30年4月を目的に実施】</p> <p>以下 略</p>	<p>1 略</p> <p>2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容 (1)～(10) 略</p> <p>(11) 名称:国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業 内容:外国人農業支援人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定 法の特例 <u>(国家戦略特別区域法第16条の5に規定する国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業)</u></p> <p>国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業における特定機関の基準を満たす企業が、愛知県全域において、経営規模の拡大などによる「強い農業」を実現するため、外国人農業支援人材を受け入れる事業を実施する。【平成30年4月を目的に実施】</p> <p>以下 略</p>

## 参考

### 【国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業における特定機関等に関する指針（抜粋）】

平成 29 年 12 月 15 日

内閣総理大臣決定

令和元年 6 月 12 日変更

国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 16 条の 5 第 3 項の規定に基づき、国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業における特定機関等に関する指針を次のように決定する。

なお、**出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律**（平成 30 年法律第 102 号。以下「入管法等改正法」という。）**に基づく特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針**（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）**において、農業が特定産業分野に位置付けられたことに鑑み、国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業は段階的に特定技能の在留資格に係る制度**（以下「新制度」という。）**に移行することとする。**

第 1～第 15（略）

第 16 新制度施行後の外国人農業支援人材の新規受入れ

1 特定機関は、本事業に基づく外国人農業支援人材を新たに受け入れる場合には、令和 2 年（2020 年）3 月 31 日までに当該人材を入国させるよう計画的に手続を進めるよう努めるものとする。

2 特定機関は、雇用する外国人農業支援人材が在留資格の変更を行った場合には、別に定める様式により、速やかに適正受入管理協議会に報告しなければならない。

3 適正受入管理協議会は、第 1 項に規定する期限以降に、第 9 第 3 項の規定に基づき同項（1）に掲げる新たに外国人農業支援人材を雇用する内容の報告を受けた場合は、第 1 項の規定によらず引き続き本事業で受入れを希望する理由等について特定機関に報告を求めるものとする

## 参考

### 適正受入管理協議会設置要綱(案) (抜粋)

内閣府  
法務省  
厚生労働省  
経済産業省

国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業に係る**適正受入管理協議会**は、都府県又は市を単位に、以下の内容による要綱をもって、第1第1項に定める**構成員の合意により設置するもの**とする。

#### 第1 設置

- 1 国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号。以下「法」という。）第 16 条の 5 第 1 項に規定する国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業（以下「本事業」という。）を適正かつ確実に実施するため、**〇〇国家戦略特別区域会議**（以下単に「国家戦略特別区域会議」という。）**の下に、関係自治体**（本事業を定めた法第 9 条第 1 項に規定する認定区域計画（以下「認定区域計画」という。）において農業支援活動を行う区域として定められた区域の属する地方公共団体であって、認定区域計画に定められたものをいう。）、**内閣府地方創生推進事務局、〇〇出入国在留管理局、〇〇労働局及び〇〇農政局により構成する〇〇都府県市適正受入管理協議会**（以下単に「適正受入管理協議会」という。）を置く。
- 2 適正受入管理協議会には、前項に定める構成員の協議により、必要に応じて、当該構成員以外の機関を構成員として加えることができるものとする。
- 3 適正受入管理協議会の事務局は、関係自治体が務めるものとする

#### 第2 役割

適正受入管理協議会は、本事業を適正かつ確実に実施するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 特定機関として外国人農業支援人材（農業支援活動を行う外国人で、法第 16 条の 5 第 1 項に基づく政令で定める要件を満たすものをいう。以下同じ。）を受け入れようとする者が同項に基づく政令で定める基準（以下「特定機関の基準」という。）に適合していることの確認に関すること。
- (2) 特定機関からの報告の受理及び聴取に関すること。
- (3) 特定機関に対する巡回指導に関すること。
- (4) 特定機関に対する監査に関すること。
- (5) 派遣先農業経営体（法第 16 条の 5 第 3 項に基づき定められた国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業における特定機関等に関する指針（平成 29 年 12 月 15 日内閣総

理大臣決定。以下単に「指針」という。) 第2第3項に規定する派遣先農業経営体をいう。以下同じ。) に対する現地調査に関すること。

(6) 外国人農業支援人材の保護に関すること。

(7) 特定機関において外国人農業支援人材の雇用の継続が不可能となった場合の措置に関すること。

(8) その他本事業の適正かつ確実な実施のために必要なこと。

第3～第9 (略)

参考

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（抜粋）

（出入国管理及び難民認定法の一部改正）

第一条 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

（略）

（法務省設置法の一部改正）

第二条 法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

（略）

付則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、附則第三条、第六条及び第十八条第一項の規定は、公布の日から施行する。

（改正の理由）

人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に属する技能を有する外国人の受入れを図るため、当該技能を有する外国人に係る新たな在留資格に係る制度を設け、その運用に関する基本方針及び分野別運用方針の策定、当該外国人が本邦の公私の機関と締結する雇用に関する契約並びに当該機関が当該外国人に対して行う支援等に関する規定を整備するほか、外国人の出入国及び在留の公正な管理に関する施策を総合的に推進するため、法務省の外局として出入国在留管理庁を新設する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

（参考）出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（入管庁 HP より抜粋）

国会提出日	法律名	資料
平成 30 年 11 月 2 日	出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律  可決成立日 平成 30 年 12 月 8 日 公布日 平成 30 年 12 月 14 日（法律第 102 号） 官報掲載日 平成 30 年 12 月 14 日（号外第 276 号） 施行日 一部の規定を除き、平成 31 年 4 月 1 日	<a href="#">法律案要綱</a> [PDF] <a href="#">法律案</a> [PDF] <a href="#">理由</a> [PDF] <a href="#">新旧対照条文</a> [PDF]  修正案要綱、修正案及び修正に係る新旧対照条文は、以下のとおり。  <a href="#">修正案要綱</a> [PDF] <a href="#">修正案</a> [PDF] <a href="#">修正に係る新旧対照条文</a> [PDF]  修正議決を経て成立、公布された法律は以下のとおり。  <a href="#">法律</a> [PDF] <a href="#">新旧対照条文</a> [PDF]

## 沖縄県適正受入管理協議会設置要綱

平成 30 年 7 月 30 日  
沖縄県適正受入管理協議会  
構成員申合せ  
令和 3 年 3 月 5 日変更

### 第 1 設置

- 1 国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号。以下「法」という。）第 16 条の 5 第 1 項に規定する国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業（以下「本事業」という。）を適正かつ確実に実施するため、沖縄県国家戦略特別区域会議（以下単に「国家戦略特別区域会議」という。）の下に、**関係自治体**（本事業を定めた法第 9 条第 1 項に規定する認定区域計画（以下「認定区域計画」という。）において農業支援活動を行う区域として定められた区域の属する地方公共団体であつて、認定区域計画に定められたものをいう。）、**内閣府地方創生推進事務局、福岡出入国在留管理局那覇支局、沖縄労働局及び沖縄総合事務局**により構成する沖縄県適正受入管理協議会（以下単に「適正受入管理協議会」という。）を置く。
- 2 適正受入管理協議会には、前項に定める構成員の協議により、必要に応じて、当該構成員以外の機関を構成員として加えることができるものとする。
- 3 適正受入管理協議会の事務局は、関係自治体が務めるものとする。

### 第 2 役割

適正受入管理協議会は、本事業を適正かつ確実に実施するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 特定機関として外国人農業支援人材（農業支援活動を行う外国人で、法第 16 条の 5 第 1 項に基づく政令で定める要件を満たすものをいう。以下同じ。）を受け入れようとする者が同項に基づく政令で定める基準（以下「特定機関の基準」という。）に適合していることの確認に関すること。
- (2) 特定機関からの報告の受理及び聴取に関すること。
- (3) 特定機関に対する巡回指導に関すること。
- (4) 特定機関に対する監査に関すること。
- (5) 派遣先農業経営体（法第 16 条の 5 第 3 項に基づき定められた国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業における特定機関等に関する指針（平成 29 年 12 月 15 日内閣総理大臣決定。以下単に「指針」という。）第 2 第 3 項に規定する派遣先農業経営体をいう。以下同じ。）に対する現地調査に関すること。
- (6) 外国人農業支援人材の保護に関すること。
- (7) 特定機関において外国人農業支援人材の雇用の継続が不可能となった場合の措置に関すること。
- (8) その他本事業の適正かつ確実な実施のために必要なこと。

### 第 3 特定機関の基準適合性についての確認

- 1 適正受入管理協議会は、特定機関として外国人農業支援人材を受け入れようとする者から、指針第 4 に定めるところにより、特定機関の基準に適合していることの確認を求める申請があつた場合において、申請者が特定機関の基準のいずれにも適合していると認めるときは、特定機関の基準に適合していることの確認を行い、その旨を、申請者及び福岡出入国在留管理局那覇支局へ通知する。特定機関の基準のいずれかに適合していないと認めるときは、その理由を付してその旨を申請者に通知する。
- 2 前項の規定により行う特定機関の基準に適合しているか否かの判断は、適正受入管

理協議会の構成員が、それぞれ、特定機関の基準のうちその所掌に係るものについて確認を行い、各構成員がその結果を関係自治体に集約して行うものとする。

- 3 適正受入管理協議会は、特定機関が不正な手段により第1項の確認を受けたことが判明したとき、又は特定機関が特定機関の基準に適合しなくなると認めるときは、直ちに、その旨を、当該機関及び福岡出入国在留管理局那覇支局へ通知する。
- 4 指針第4の規定に基づき、第1項の規定による申請については、令和元年6月28日を以てその受付を締め切るものとする。

#### 第4 特定機関からの報告の受理及び聴取

- 1 適正受入管理協議会は、本事業の適正かつ確実な実施のために必要である場合には、特定機関に対し、指針第9第1項から第3項まで、第10第5項、第11第2項並びに第16第2項及び第3項の規定に基づく報告のほか、本事業の実施状況その他必要な事項について報告を求めるものとする。ただし、特定機関において本事業に基づき雇用する外国人農業支援人材がない場合はこの限りではない。
- 2 適正受入管理協議会は、指針第9、第10第5項、第11第2項並びに第16第2項及び第3項の規定に定めるところにより、特定機関から報告があったときは、これを受理し、当該報告の内容について適正受入管理協議会の構成員に送付する。

#### 第5 特定機関への巡回指導及び監査

- 1 適正受入管理協議会は、特定機関に対し、指針第9の報告内容等について、少なくとも1年に1回、外国人農業支援人材を雇用している本社又は直営事業所において、巡回指導を行う。ただし、特定機関において本事業に基づき雇用する外国人農業支援人材がない場合はこの限りではない。
- 2 適正受入管理協議会は、特定機関に対し、次に掲げる事項について、少なくとも1年に1回、外国人農業支援人材を雇用している本社又は直営事業所において、監査を行う。ただし、特定機関において本事業に基づき雇用する外国人農業支援人材がない場合はこの限りではない。
  - (1) 適正な農業支援活動の提供に関すること。
  - (2) 適正な労働条件の確保（指針第5第3項の規定による同等の農業支援活動に日本人が従事する場合の報酬と同等額以上の報酬の確保を含む。）に関すること。
  - (3) 安全衛生の確保に関すること。
  - (4) 雇用保険、労働者災害補償保険、健康保険及び厚生年金保険への加入に関すること。
  - (5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）の遵守に関すること。
  - (6) その他適正受入管理協議会が必要と認めること。
- 3 前項のほか、適正受入管理協議会は、第4の報告内容又は第1項の巡回指導の結果等により必要と判断した場合には、前項に準じて監査を行うものとする。
- 4 適正受入管理協議会は、第1項の規定による巡回指導又は第2項若しくは第3項の規定による監査を行う際は、特定機関に対し、巡回指導又は監査に係る事項について、書面の提示その他適切な方法による説明を求めるものとする。
- 5 適正受入管理協議会は、第1項の規定による巡回指導並びに第2項及び第3項の規定による監査において、本事業の適正かつ確実な実施のために必要と認める場合には、期限を定め、特定機関に対し是正のための措置を講ずることを求めるものとする。

#### 第6 派遣先農業経営体への現地調査

- 1 適正受入管理協議会は、派遣先農業経営体に対し、指針第9の報告内容等について確認するため現地調査が必要と判断した場合には、現地調査を行う。
- 2 適正受入管理協議会は、前項の規定による現地調査において、本事業の適正かつ確実な実施のために必要と認める場合には、期限を定め、特定機関に対し、派遣先農業

経営体と連携して、是正のための措置を講ずることを求めるものとする。

#### 第7 外国人農業支援人材の保護

適正受入管理協議会は、関係自治体において母国語等により外国人農業支援人材の仕事、生活等に関する苦情及び相談を受ける窓口を設け、外国人農業支援人材が仕事や日常生活において著しい不便を生じないようにするとともに、特定機関又は派遣先農業経営体において外国人農業支援人材が不当に扱われた場合等には、第5第5項及び第6第2項の規定に基づき、特定機関に対し是正のための必要な措置を講じるよう求めるものとする。ただし、特定機関において本事業に基づき雇用する外国人農業支援人材がいなくなった場合はこの限りではない。

#### 第8 外国人農業支援人材の雇用の継続が不可能となった場合の措置

適正受入管理協議会は、外国人農業支援人材を雇用する特定機関が特定機関の基準に適合しなくなった場合その他特定機関に起因する理由によって外国人農業支援人材の雇用の継続が不可能となった場合において、外国人農業支援人材本人に責がなく、かつ、本人が継続して農業の就労目的で在留を希望するときは、指針第14の規定に基づき特定機関に対し当該外国人農業支援人材を受け入れる新たな特定機関あるいは出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成30年法律第102号）に基づく特定技能所属機関を確保するよう求めるとともに、適正受入管理協議会として当該外国人農業支援人材を受け入れる新たな特定機関を確保するよう努めるものとする。

#### 第9 特定機関からの申請及び報告

適正受入管理協議会が指針に基づき受理する申請及び報告、又は発出する通知は、次の様式によるものとする。

- ・ 特定機関確認申請書 … 様式第1号
- ・ 役員名簿 … 様式第1号（別紙1）
- ・ 外国人農業支援人材の受入れに関与する特定機関以外の機関 … 様式第1号（別紙2）
- ・ 出入国又は労働法令に関する不正又は著しく不当な行為 … 様式第1号（別紙3）
- ・ 特定機関基準適合通知書 … 様式第2号
- ・ 特定機関基準不適合通知書 … 様式第3号
- ・ 外国人農業支援人材受入報告書 … 様式第4号
- ・ 雇用する外国人農業支援人材 … 様式第4号（別紙）
- ・ 派遣状況報告書（毎月） … 様式第5号
- ・ 実施状況報告書（3月に1回） … 様式第6号
- ・ 農作業以外の作業への従事時間が農作業への従事時間を超える外国人農業支援人材 … 様式第6号（別紙）
- ・ 外国人農業支援人材退職報告書 … 様式第7号
- ・ 退職した外国人農業支援人材 … 様式第7号（別紙）
- ・ 外国人農業支援人材の雇用継続不可事由発生報告書 … 様式第8号
- ・ 外国人農業支援人材在留資格変更報告書 … 様式第9号
- ・ 在留資格を変更した外国人農業支援人材 … 様式第9号（）